事業開始申告書の記載要領等

この申告書は、設立等により長野県に新たに納税義務が発生した場合に、長野県県税条例第 39 条の 2 第 1 項の規定により、設立等の日から 10 日以内に提出するものです。

下記の記載方法を参考としてこの申告書を作成し、<u>登記事項証明書の写し</u>及び<u>定款等の写し</u>を添えて、各県税事務所に提出してください。

記載項目	記載すべき事項・注意事項
104% 7/1	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
設立年月日	設立の場合は、登記事項証明書に記載されている会社設立年月日を、事務所
	等設置の場合は、新たに長野県に事務所等を設置した年月日を記載してくだ
	two to a second
事業年度	定款等により定められている会計期間を記載してください。(原則、税務署へ
	届け出た事業年度に準じます。)
資本 (出資) 金額	登記事項証明書に記載されている資本(出資)金額を記載してください。
資本金等の額	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額を記載してください。
事業の種類	現に営んでいる事業のうちその主たるものを記載してください。
電気供給業を行う場合	現に電気供給業を営んでいる法人(主たるものか問わない。)が記載してく
	ださい。なお、「発電小売電気事業」とは、電気事業法に規定する発電事業
	及び小売電気事業(これに準ずるものとして、総務省令で定めるものを含
	む。)をいいます。
一般社団(財団)法人の場合	一般社団法人及び一般財団法人が記載してください。なお、「非営利型法人」
	とは、法人税法第2条第9号の2に規定する法人をいいます。
公益法人等の場合	地方税法第 24 条第 5 項に規定する公益法人等(非営利型に該当する一般社
	団法人及び一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人、社会福祉法人、
	宗教法人若しくは特定非営利活動法人など)が記載してください。
事務所等(支店・工場等)	登記の有無にかかわらず支店・出張所・営業所・事務所・工場等について、
	長野県内に本店を有する法人にあってはすべてを、長野県外に本店を有する
	法人にあっては長野県内に有するものを記載してください。なお、記載しき
	れない場合は、これらがわかる一覧表等を添付してください。
申告期限の延長	新たに長野県内に事務所等を設置した場合に、既に申告書の提出期限の延長
	の承認を受けている場合には、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度
	及び延長月数を記載してください。
還付金が生じた場合の振込先	申告書を提出する際にも記入できます。
事務所等が所在する都道府県数	事務所等が所在する都道府県の数を記載してください。長野県にのみ事務所
	等を有する場合は、1と記載してください。
送付を希望する申告書等	長野県から送付している申告用紙等について、希望するものを○で囲んでく
	ださい。なお、長野県においては、eLTAX による電子申告法人及び大法人等
	に該当する場合は、原則、納付書のみ送付しています。
	(注)申告書の提出期限が近づいても申告用紙等が送付されない場合は、「申告書等の送付先」を
	再度ご確認のうえ、申告書を提出する県税事務所にお問い合わせください。また、長野県公
	式ホームページ(https://www.pref.nagano.lg.jp)からも様式をダウンロードできます。
備考	法人の設立の形態(個人企業を法人組織としたもの、合併により設立したも
	の若しくは新設分割により設立したもの等)、その他の申告書等送付先など、
	参考となる事項を記入してください。
	(注)合併又は新設分割により設立した場合、合併契約書又は分割契約書の写しを添付してくだ
	さい。